

鳥栖・三養基地区消防事務組合における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

令和7年3月14日

鳥栖・三養基地区消防事務組合
管 理 者 向 門 慶 人



令和6年度 人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 採用状況（令和6年4月1日採用）

1次試験（教養試験・体力試験）：令和5年9月17日
 2次試験（面接試験・作文試験・適性検査）：令和5年10月15日
 3次試験（面接試験）：令和5年11月17日

単位：人

区分	申込者			受験者			1次合格者			2次合格者			3次合格者		
	管内	管外	計	管内	管外	計	管内	管外	計	管内	管外	計	管内	管外	計
消防A	3	9	12	3	4	7	2	2	4	1	0	1	0	0	0
消防B	6	15	21	5	9	14	4	3	7	2	1	3	2	0	2
消防C	0	4	4	0	3	3	0	1	1	0	1	1	0	1	1
合計	9	28	37	8	16	24	6	6	12	3	2	5	2	1	3

【採用者】

単位：人

区分	男		女	
	管内	管外	管内	管外
消防A	0	0	0	0
消防B	2	0	0	0
消防C	0	1	0	0
合計	2	1	0	0

(2) 退職等の状況

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

単位：人

	定年	勸奨	普通	分限	懲戒	死亡	失職	その他	計
男	2	0	0	0	0	0	0	0	2
女	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2	0	0	0	0	0	0	0	2

(3) 所属別職員数の状況と主な増減理由

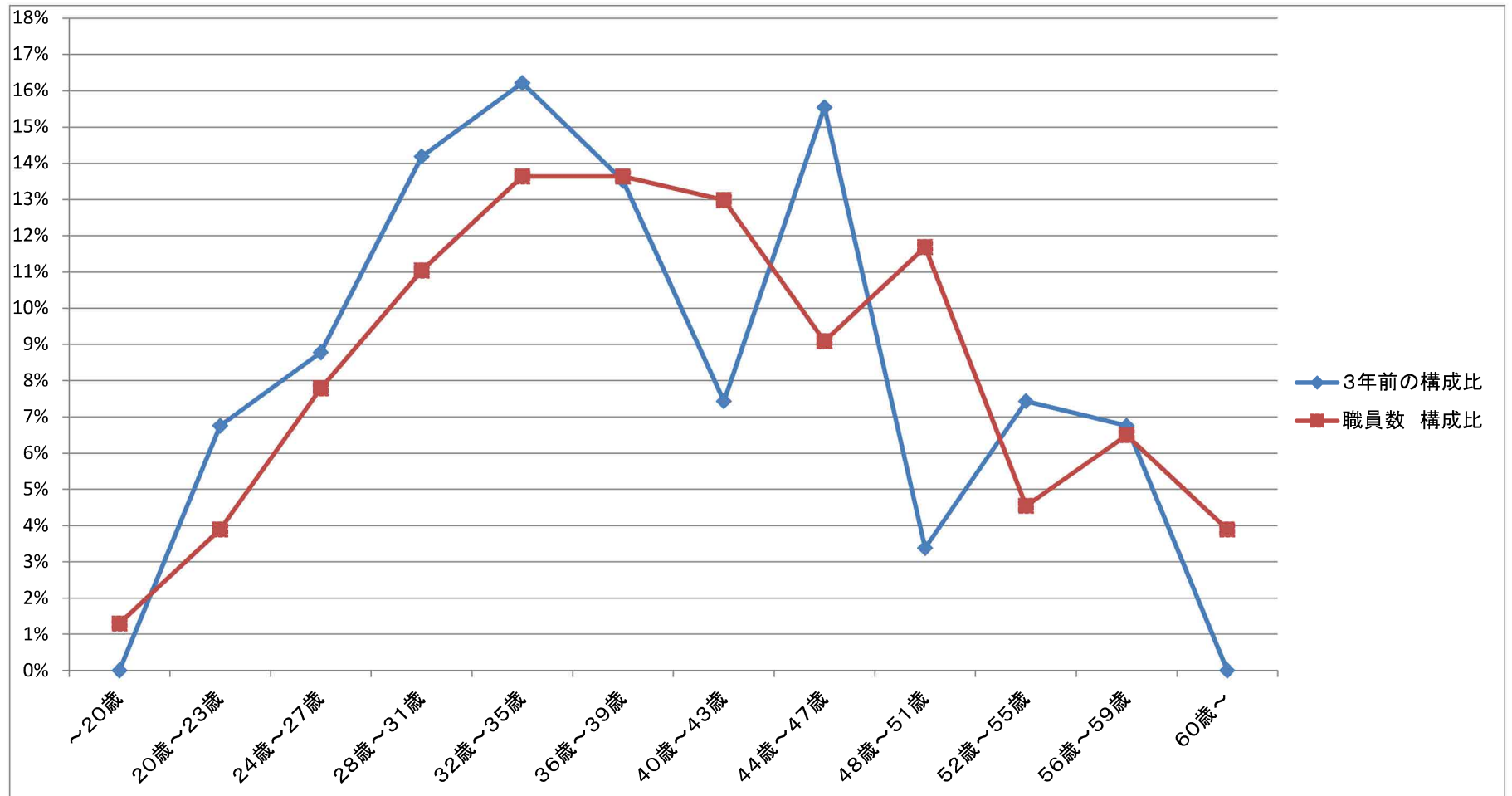
単位：人

区 所	分 属	職員数			対前年増減数			令和6年度の職員増減理由			
		令4	令5	令6	令4	令5	令6	増員数	減員数	差引	主な増減理由
総	務 課	21	23	24	0	2	1	1	0	1	
警	防 課	17	16	17	1	△ 1	1	1	0	1	
情 報 指 令 課		13	13	15	△ 1	0	2	2	0	2	
予	防 課	19	19	19	3	0	0	0	0	0	
鳥 栖 消 防 署		40	39	37	1	△ 1	△ 2	0	2	△ 2	
基 山 分 署		14	14	15	△ 1	0	1	1	0	1	
西 消 防 署		27	27	27	0	0	0	0	0	0	
総 合 計		151	151	154	3	0	3	5	2	3	

(4) 年齢別職員構成の状況

(令和6年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	合計
職員数	2	6	12	17	21	21	20	14	18	7	10	6	154



(5) 職務別職員数の状況

単位：人

区分	令和5年度		令和6年度		職員数増減
	職員数	うち 女性職員数	職員数	うち 女性職員数	
消防長	1	0	1	0	0
次長級	3	0	2	0	△ 1
課長級	10	0	10	0	0
課長補佐級	9	0	12	0	3
係長級	56	1	59	1	3
その他職員	72	2	70	2	△ 2
計	151	3	154	3	3

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

(令和5年度一般会計決算)

歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	令和4年度の人件費率
1, 790, 971, 569円	33, 276, 659円	1, 223, 741, 000円	0. 68	0. 744

(注) 人件費には、管理者等に支給される給料・報酬を含みます。

(2) 職員給与費の状況

(令和6年度一般会計予算)

職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費
	給 料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)	(B/A)
154人	568, 660千円	201, 040千円	232, 900千円	1, 002, 600千円	6, 510, 390円

(注) 職員手当には退職手当は含みません。給与費は予算に計上された額です。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥栖・三養基地区 消防事務組合	304,773円	400,135円	39.07歳

(注) 1 「平均給料月額」とは令和5年4月1日現在における職員の基本給の平均です。

(注) 2 「平均給与月額」とは、給与月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等を合計したものです。

(4) 職員の初任給の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分	鳥栖・三養基地区消防事務組合	国
	決定初任給	決定初任給
大学卒	196,900円	196,200円
高校卒	166,700円	166,600円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
消防職	大学卒	279,100円	317,300円	349,500円
	高校卒	257,700円	284,100円	323,700円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数を言います。

(6) 役職別職員数の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
役職	係員	係員	主任	係長 主査	課長補佐 室長補佐 次席 主幹	次長 課長 署長 室長 参事 分署長 副署長	消防長	
職員数	15	19	36	59	12	12	1	154
構成比 (%)	9.7	12.3	23.4	38.3	7.8	7.8	0.7	100

(注) 鳥栖・三養基地区消防事務組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。役職とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(7) 職員手当の状況

区 分		鳥栖・三養基地区消防事務組合		国	
期末手当 勤勉手当 (令和6年4月1日現在)	6 月 期	(期末手当)	(勤勉手当)	(期末手当)	(勤勉手当)
	1 2 月 期	1.225 月分	1.025 月分	1.225 月分	1.025 月分
	計	1.225 月分	1.025 月分	1.225 月分	1.025 月分
	職制上の段階、 職務の級等によ る 加 算 措 置	2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
		有		有	
退職手当 (令和6年4月1日現在)	勤 続 2 0 年	(自己都合)	(勸奨・定年)	(自己都合)	(勸奨・定年)
	勤 続 2 5 年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤 続 3 5 年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
	最 高 限 度 額	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
	そ の 他 の 加 算 措 置	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
		定年前早期退職の特例措置 (2%～20%加算)		定年前早期退職の特例措置 (3%～45%加算)	
	1 人 当 たり 平 均 支 給 額	23,342,066円		—	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

特殊勤務手当 (令和5年度)	支 給 対 象 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 月 額		13,873円
	手 当 て の 種 類 (手 当 数)		6
	代表的な手当の名称	支 給 額 の 多 い 手 当	防 疫 等 作 業 手 当
		多くの職員に支給されている手当	危 険 手 当

時間外勤務手当	令和5年度	支 給 総 額	41,101,564円
		職 員 1 人 当 たり 支 給 年 額	306,728円
	令和4年度	支 給 総 額	40,066,897円
		職 員 1 人 当 たり 支 給 年 額	296,792円

区 分	国の制度との異同	国の制度となる異なる内容
扶養手当	同	—
住居手当	同	—
通勤手当	同	—

3 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間

職務の区分	毎日勤務者	交替制勤務者
勤務時間	8時30分から17時15分まで 7時間45分（休憩時間除く。）	8時30分から翌8時30分まで 15時間30分（休憩、仮眠時間除く。）
休憩時間	12時00分から13時00分まで	①12時00分から13時00分まで ②17時15分から18時15分まで 上記時間のほか仮眠時間が6時間30分割り振られている。
週休日	土曜日及び日曜日	4週ごとの期間につき8日の週休日
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日 年末年始（12月29日から1月3日）	

(2) 年次有給休暇の取得状況

(令和5年1月1日～令和5年12月31日)

総付与日数 (A)	総取得日数 (B)	全対象職員数 (C)	平均取得日数 (B) / (C)	消化率 (B) / (A)
5,929日	2,504日	147人	17.04日	42.2%

※全対象職員数とは、令和4年1月1日～令和4年12月31日の全期間を在職した職員に限り、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、退職の事由がある職員を除く。

(3) 時間外勤務等の状況

令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）

対象職員数 (人)	時間外勤務等時間数 (時間)	平均時間外勤務時間数 (時間)
134人	16,680時間	124時間

(4) 休暇等の概要

年次休暇、病気の場合の休暇等の状況

休暇等の種類	休暇等の期間	摘 要
年次休暇	1年につき20日	
病気休暇	90日（特定疾病の場合は180日）を超えない範囲	公務災害以外の負傷及び病気の場合
結核性疾患休暇	・勤続1年未満の者 6月以内 ・勤続1年以上5年未満の者 1年以内 ・勤続5年以上の者 1年6月以内	健康診断の結果結核性疾患として、要休養、要療養と診断された場合
介護休暇	通算して6月を超えない範囲で、3回まで指定する期間	職員の配偶者、父母、子等が疾病又は老齢により日常生活に支障がある者を介護する場合
介護時間	連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内	職員の配偶者、父母、子等が疾病又は老齢により日常生活に支障がある者を介護する場合
慶弔休暇	忌引 続柄により1日～10日 父母の祭日 1日 婚姻 7日	親族等の死亡職員の結婚
産前産後休暇	産前8週間（多胎妊娠の場合14週間） 産後8週間	
産前及び産後通院休暇	1回につき必要と認められる時間 ・妊娠6月末まで 4週間に1回 ・妊娠7月～9月末 2週間に1回 ・妊娠10月～分娩 1週間に1回 ・産後1年まで 1年に1回	妊娠中又は産後1年以内の女子職員が保健指導又は健康診査を受ける場合
妊娠障害休暇	7日を超えない範囲で必要と認める期間	妊娠中の女子職員がつわりのため勤務することが困難な場合
育児休暇	1日2回、それぞれ30分	生後満1年に達していない子を育てている場合
出産補助休暇	3日を超えない範囲で必要と認める期間	職員の配偶者が出産する場合
生理休暇	その都度必要と認める期間 （2日を超えない範囲）	生理日において勤務することが著しく困難な場合
ボランティア休暇	1年に5日を超えない範囲	自発的に報酬を受けないで社会貢献活動を行う場合

休暇等の種類	休暇等の期間	摘 要
永年勤続休暇	1 年に 5 日間	職員が鳥栖・三養基地区消防事務組合表彰条例の規定により表彰を受けた場合
骨髄移植のための休暇	必要な検査、入院等に要する期間の範囲内	職員が骨髄移植の骨髄液を提供する場合
子の看護休暇	1 年に 5 日を超えない範囲 (2 人以上の場合は 1 0 日を超えない範囲)	中学校就学前の子を養育する職員がその子の看護を行う場合
短期介護休暇	1 年に 5 日を超えない範囲 (2 人以上の場合は 1 0 日を超えない範囲)	負傷、疾病又は高齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話を行う場合
男性職員による育児のための休暇	職員の妻が出産する場合で産前産後の期間において 5 日を超えない範囲	出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合
夏季休暇	6 月 1 日から 1 0 月 3 1 日までの間に 5 日を超えない範囲	職員の心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合
育児休業	子が生後 3 年に達する日までの間で承認があった期間	職員が 3 歳に満たない子を養育する場合
その他の特別休暇	その都度、必要と認められる期間 ただし、住居滅失は 1 週間を超えない範囲	・感染症等予防のため法により交通制限、遮断等があった場合 ・非常災害等による交通遮断の場合 ・天災地変による住居滅失等の場合 ・交通機関の事故等の場合 ・裁判員、証人、鑑定人等として国会、裁判所等へ出頭する場合 ・選挙権等公民権行使の場合

4 職員の休業に関する状況

○育児休業の状況（令和 5 年度）（前年度以前から引き続き取得している者も含む）

	育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性職員	6	0	0
女性職員	1	0	0
合 計	7	0	0

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(分限処分の状況)

○分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を果たし得ない場合に、公務の遂行を確保するためになされる職員の意に反する不利益な身分上の変動を伴う処分をいいます。

(令和5年度)

	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
人事評価又は勤務の状況を示す事実にてらして、勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	1	0	1
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少による廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	1	0	1

(懲戒処分の状況)

○懲戒処分とは、職員が一定の義務違反に対する責任を追究し、その制裁として行う処分をいいます。

(令和5年度)

	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

6 職員の服務の状況

○職務専念義務

職員は、地方公務員法第35条に基づき、法律又は条令に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用い、職務のみに従事しなければならないとされています。

ただし、条例に定める事由に該当する場合は、あらかじめ承認を得ることで、職務に専念する義務を免除されます。

(条例に定める事由)

- ・研修を受ける場合
- ・厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ・専ら職員団体の業務に従事する場合
- ・その他任命権者が定める場合

○営利企業等への従事制限

職員は、地方公務員法第38条の規定により任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、そのほか報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできません。

営利企業等従事許可の状況（令和5年度） 5件

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

職員の知識、技術の向上及び能力開発のために職員研修を実施しました。

(令和5年度)

研修名	人員	実施時期	研修内容
救急救命士養成課程	2名	4月6日～9月29日 9月1日～3月11日	救急救命士の資格を取得するために必要な基礎医学及び臨床医学に関する研修
救急救命士就業前病院研修	4名	5月～7月の内1ヶ月程度	救急救命士の資格を有する救急隊員に対して行う就業前研修
救急救命士再教育病院実習	16名	7月～1月の内1週間から2週間程度	救急救命士の資格を有する救急隊員に対して行う再教育研修
消防大学校警防科	1名	10月26日～12月15日	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得するとともに、教育指導者等としての資質向上に関する研修
消防大学校幹部科	1名	1月15日～3月1日	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得し、消防の上級幹部たるに相応しい人材養成に関する研修
消防大学校特別講習会（WEB）	1名	12月21日	現場の安全管理に関する研修

初任科	2名	4月11日～10月13日	服務義務、基本的な安全管理、消防業務全般に関する研修
訓練礼式コース	3名	4月20日	各個訓練、通常点検、小隊訓練の指導要領の修得
無線コース	4名	5月2日	第三級陸上特殊無線技士資格取得
ポンプ操法コース	3名	5月10日～5月11日	ポンプ操法に関する指導要領の修得
水難救助コース	2名	8月1日～8月10日	潜水業務に必要な専門的知識と技術の習得
玉掛けコース	4名	9月6日～9月8日	玉掛け技能資格取得
救急科	2名	10月23日～12月14日	救急医学に関する基礎知識、応急措置に必要な専門的技術の修得
救助科	2名	10月24日～11月22日	救助活動に係る専門的知識及び高度技術の習得
火災調査科	2名	12月5日～12月20日	原因調査等に係る専門的知識と火災調査に係る技術の修得
予防査察科	3名	1月10日～1月24日	防火管理等に係る専門的知識と査察要領の修得
特殊災害科	2名	1月30日～2月8日	特殊・異様な災害の様態に応じた効果的な消防戦術を指揮と的確な安全管理の修得
初級幹部科	2名	2月14日～2月29日	初級幹部としての技術及び知識の修得
警防科	3名	3月5日～3月19日	各種事象に対する基本的消防戦術の修得

法令実務A研修（市町村アカデミー）	1名	7月10日～7月14日	行政法に関する基礎知識、基礎的な立法技術に関する講義の習得
情報公開・個人情報保護制度の運用・事例検討	1名	9月11日～9月12日	情報公開・個人情報に関する知識向上を図る研修
財務基礎実務（WEB）	1名	8月23日～8月24日	財務業務に関する基礎知識向上を図る研修
安全運転研修	1名	5月25日～5月28日	高度な消防・救急緊急自動車の運転技能や知識を習得
総務・財務実務研修会（WEB）	3名	7月21日、9月21日	総務業務・財務業務に関する知識向上を図る研修
法制・広報研修会	1名	8月9日	渉外を担当している管理職員及び広報担当者の知識向上を図る研修
消防実務講習会及び消防法令違反是正事例発表会	2名	10月13日	消防職員の知識及び教養を深め、円滑な消防行政の推進を図る講習
九州地区警防実務研修会	1名	12月4日～12月15日	警防活動における指揮能力及び業務管理能力の向上を図る研修
九州地区予防実務研修会	1名	1月15日～1月26日	予防査察業務における違反是正業務の知識の向上を図る研修
九州地区大規模災害対応実務研修会	1名	3月4日～3月8日	大規模災害発生時における災害対応能力の向上を図る研修
消防職員安全衛生研修会	1名	9月21日～9月22日	消防職員の公務災害発生防止のため安全管理の基本と取り組み方に加え、健康管理・メンタルヘルス対策を図る研修
健康管理実務者研修会	2名	2月25日	健康管理実務者としての知識向上を図る研修

メンタルヘルスマネジメント実践研修会	1名	7月19日	メンタルヘルス対策の知識向上を図る研修
女性消防吏員活躍推進オンライン研修会（WEB）	2名	2月28日	女性の力を最大限に活用して組織の活性化を推進するための研修
ハラスメント相談窓口相談員研修（WEB）	1名	11月16日	ハラスメント相談員としてのハラスメント対策を図る研修
日本サバイバルトレーニングセンター研修	1名	2月5日～2月9日	潜水業務管理の知識向上を図る研修

メンタルヘルス・ハラスメント研修	全職員	11月8日～1月31日	ハラスメントに対する正しい知識を持ち、組織内のハラスメントを未然に防止するための研修
人事評価研修（評価者研修）	全職員	12月20日～1月19日	人事評価の評価者としての知識の修得を図る研修
人事評価研修（被評価者研修）	全職員	12月20日～1月19日	人事評価の被評価者としての知識の修得を図る研修

8 職員の退職管理の状況

○ 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の退職管理に関する規則に基づき、離職後2年間再就職先の名称等について、任命権者に届け出ることとされています。

再就職先の内訳				
公益法人等	学校法人等	その他非営利法人	営利法人	その他
0	0	0	0	1

※公益法人等には、独立行政法人、地方独立行政法人、特殊法人及び認可法人を含みます。

※学校法人等には、医療法人、社会福祉法人及び宗教法人を含みます。

9 職員の人事評価の状況

人事評価の概要	（令和5年度）
・評価の実施項目	能力評価及び業績評価
・評価の時期及び回数	毎年1回
・対象職員数	全職員
・評価の活用方法	人事管理基礎資料及び人材育成

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福祉の状況

○職員の安全衛生について

- ・職員の快適な職場の実現を通じて職員の安全と健康を確保するため、労働安全衛生法及び鳥栖・三養基地区消防事務組合職員安全衛生管理規則に基づき、総括安全衛生管理者、安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、産業医及び作業主任者を配置し、職員の安全衛生と職場環境の整備に努めています。

○職員の健康管理

- ・職員の健康管理及び疾病等の早期発見、治療のため、定期健康診断や成人病検診（生活習慣病検診）を実施しています。
(令和5年度)

検 診 種 類	受 診 者	受診者数
定期健康診断	全職員（人間ドック受診者を除く）	140人
特定業務従事者健康診断	深夜業務従事者	126人
胃検診	30歳以上の職員のうち希望者	67人
人間ドック		10人
乳がん検査	30歳以上の女性職員	2人
子宮がん検査	20歳以上の女性職員	2人
特別定期健康診断 (高気圧業務健康診断)	潜水業務に常時従事する職員	1回目：27人 2回目：26人

○その他の福利厚生

- ・地方公務員法第42条及び鳥栖・三養基地区消防事務組合職員互助会設置条例等に基づき、職員の福利増進により公務能率の向上を図るため、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員互助会が福利厚生事業等を実施しています。
- ・鳥栖・三養基地区消防事務組合職員互助会に対する 令和5年度負担金 0円

(2) 利益の保護の状況

- 職員の権利を保護するための制度として、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた職員は、不服申立制度により、鳥栖・三養基地区消防事務組合が公平委員会の事務の委託をしている佐賀県人事委員会に対して、行政不服審査法に基づく不服申し立てをすることができます。

- 1 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和5年度）
該当なし
- 2 不利益処分に関する不服申し立ての状況（令和5年度）
該当なし